

徳島県介護員養成研修事業者指定要綱に係る実施上の留意点等

- 1 現時点で指定を受けている初任者研修事業者は指定を取り直す必要なく引き続き事業継続可能。(新要綱附則第3項)
- 2 生活援助従事者研修においては、実習を実施できる施設等において、2時間の移動・移乗に関する実習を実施することを必ず要する。この実習については、通信課程の場合でも実施することを要する。(なお、生活援助従事者研修において、カリキュラムに実習を含めることが可能な時間は4時間までとする。)
- 3 介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の事業者としての指定を受けていれば、変更届を提出することで、指定申請があったものとみなし、指定を受けていない研修の指定を受けることができる。(第7条第2項、第16条)(※この場合、変更届の受理通知を送付し、みなし指定した旨を通知する。)
- 4 原則として介護職員初任者研修と生活援助従事者研修は一体の授業として実施できないものとする。ただし、「介護におけるコミュニケーション技術」、「障害の理解」については研修時間、修了時の評価のポイント、指導の視点、内容が両研修で共通しているため、一体の授業として実施し、1つの授業にそれぞれの研修受講者が受講してよいものとする(通信形式で実施し、その通信形式での実施時間が介護職員初任者研修と生活援助従事者研修で異なる場合を除く)。